



飲食店や  
カラオケ店等  
を経営

営業時間及び  
酒類提供の  
時間を短縮  
(休業も含む)

逗子市内で  
店舗等を  
賃借



# 逗子市中小企業者等家賃支援金 【要件緩和版】

神奈川県による営業時間及び酒類提供時間の短縮要請にご協力いただいた飲食店・カラオケ店等のうち、市内で店舗等を賃借して営業している中小企業者及び個人事業者の家賃負担軽減のため、支援金を交付します。※時短営業には「休業」も含まれます。



【申請期間】 ※必着

令和3年  
2月1日（月）から **2月26日（金）** まで

【交付金額】

		1箇月に支払う家賃（税込）	
		67,000円以上	67,000円未満
の 時 短 営 業 の 開 始 日	1月25日（月）以前	<b>130,000円</b>	<b>65,000円</b>
	1月26日（火）以降	<b>65,000円</b>	<b>33,000円</b>

※支援金の交付対象となるのは、時短営業の開始日にかかわらず、令和3年2月7日（日）まで連続して時短営業を行った場合のみです。

【問合せ先】 逗子市市民協働部経済観光課 電話046-873-1111（281~283）  
逗子市商工会 電話046-873-2774

【申請及び交付の条件について】

市内で飲食店・カラオケ店等を営む

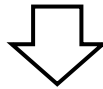
中小企業者の方（※1）

市内在住の個人事業者の方（※2）

以下の全ての要件を満たしていますか？

※要件緩和に伴い、経済産業省の「家賃支援給付金」に申請している方も、本支援金の交付対象となります。

- ①市内に店舗を設置し、事業に供することを主たる目的としてその店舗又はその土地を賃借していること。
- ②転貸（又貸し）、自己取引又は親族間取引ではないこと。
- ③神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5弾）の交付要件を満たしていること。



- 対象店舗において、令和3年1月4日より前に、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受け、営業の実態があること。また、当該許可の有効期限が令和3年2月7日（時短営業要請期間の最終日）以降であること。
- 対象店舗にかかる食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業許可証（飲食店営業又は喫茶店営業にかかる許可に限る。）に記載されている営業者であること。
- 対象店舗において、**通常20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた事業者が、令和3年1月12日から令和3年2月7日の期間、5時から20時までの間に営業時間を短縮すること。（酒類の提供は11時から19時まで。休業を含む。）（※3）**
- 対象店舗において、「時短営業の案内」を掲示していること 等。

対象外

- 賃借している事務所等が、
- ・事業に供することを目的としていない場合（住宅等）
  - ・主たる目的が倉庫等である場合
  - ・土地のみを賃借している場合（例：駐車場、資材置き場）
- 賃貸借契約が、
- ・転貸（又貸し）を目的とした取引
  - ・賃貸人と賃借人が実質的に同じ人物の取引【自己取引】
  - ・賃貸人と賃借人が配偶者又は一親等以内の取引【親族間取引】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から  
★ご相談は極力お電話で  
★申請書提出は原則郵便で  
お願いします。

（※1）（※2）申請について、事業規模、資本金、総収入金額等の条件があります。

（※3）時短営業の開始日にかかわらず、**令和3年2月7日（日）まで連続して時短営業を行った場合に対象となります。**

★事前に必ず、条件等を確認してください。

★市のホームページでも確認できます。



↑こちらをチェック！

【書類提出先】

①逗子市市民協働部経済観光課  
〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

【問合せ先】

①逗子市市民協働部経済観光課  
電話：046-873-1111内線281～283  
（平日 8時30分～17時）

②逗子市商工会  
電話：046-873-2774（平日9時～17時）